

令和9年川崎市「二十歳を祝うつどい」開催業務委託

プロポーザル実施要領

こども未来局青少年支援室

1 件名

令和9年川崎市「二十歳を祝うつどい」開催業務委託

2 委託期間

契約締結日から令和9年3月12日まで

3 履行場所

Uvance とどろきスタジアム by Fujitsu（等々力陸上競技場） 他

4 委託内容

別紙「令和9年川崎市「二十歳を祝うつどい」開催業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

5 業務概要

川崎市では、20歳という人生の節目を迎える若者が、社会の一員として、また川崎市民としての自立と責任を自覚し、人や地域とのつながりのなかで、これからの人生を実り多きものとするを願って、令和9年川崎市「二十歳を祝うつどい」を開催します。

本業務は、会場等設営業務、式典に進行・演出、動画配信業務等について、式典の参加者が、安全かつ円滑に参加できる環境を整え、会場内外でのトラブルの未然防止、参加者及び車両の適切な誘導を実施して、式典全体を滞りなく運営するために委託するものです。

6 契約方法等

(1) 契約方法

公募型プロポーザル方式

(2) 予算上限額

26,110,000円（消費税及び地方消費税を含む）

7 参加者の資格要件

次の条件をすべて満たしていることとします。

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でない者

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 令和7・8年度の川崎市業務委託有資格業者名簿『業種「99 その他業務」種目「01 催物会場設営及びイベント、運営・企画」』に登録されている（またはプロポーザル選考委員会時に登録見込みである）こと。

なお、申請時点で登録申請中である場合には、受託候補者を特定する期日までに登録されていることを条件として、参加資格を満たしているものとします。

(4) 団体又はその代表者が市民税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく、更生手続き開始の申立て中、又は更生手続き中ではないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく、再生手続き開始の申立て中、又は再生手続き中ではないこと。
- (7) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく、破産手続き開始の申立て中、又は再生手続き中でないこと。
- (8) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有することのない者
- (9) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75条）第23条第1項又は第2項の規定に違反しない者
- (10) 本市、国、他の地方公共団体、又は民間において過去3年以内に本業務に類似した受託契約の実績があること。

8 失格事由

次の事由に該当する場合は、失格となります。

- (1) 提出書類が提出期限内に提出されなかった場合
- (2) 提出書類の内容に虚偽の記載がある場合
- (3) 他の参加者の協力者となった場合
- (4) 企画提案書の提出後に本実施要領「参加者の資格要件」に定める要件を満たさなくなった場合
- (5) その他、本実施要領に定める手続、方法等を遵守しない場合

9 スケジュール

実施要領の公表	令和8年6月16日（火）～令和8年6月24日（水）
参加意向申出書提出締切	令和8年6月24日（水）午後5時
参加資格確認結果通知	令和8年6月26日（金）
質問の受付期間	令和8年6月26日（金）～令和8年7月3日（金）
質問に対する回答	令和8年7月9日（木）
企画提案書等の受付期間	令和8年6月26日（金）～令和8年7月14日（火）
企画提案会	令和8年7月23日（木） 詳細については、別途お知らせします。
審査結果通知	令和8年8月上旬
契約締結	令和8年8月中旬

10 参加方法

- (1) 参加意向申出書

企画提案に参加を希望する事業者は、必要事項を記入の上、所定の参加意向申出書を次により提出してください。なお、様式が指定されている提出書類については、本市公式ウェブサイトからダウンロードしてください。なお、期限までに提出しない事

業者及び提案参加資格がないと認められた事業者は、提案に参加することができません。

ア 受付期間

令和8年6月16日（火）から令和8年6月24日（水）までの午前9時から午後5時まで（閉庁日及び正午から午後1時までを除きます。）

※ 社会通念上のやむを得ない事情がある場合を除き、上記の締切日を過ぎた場合は受領できません。

イ 提出場所

電話で事前連絡の上、持参又は郵送（簡易書留等の配達記録が残る場合に限りま
す。）により16の提出先のとおり、担当課に提出してください。なお、提出書類
に使用する代表者印は、契約書に使用する印を押印してください。

ウ 提出書類

(ア) 参加意向申出書（様式1）【1部】

(イ) 誓約書（様式2）【1部】

(ウ) 事業者の概要（任意様式）【1部】

・パンフレット等事業者の概要がわかるもの

(エ) 上記7（10）の契約内容を確認できる契約書等の写し【1部】

(2) 提案参加資格の確認審査結果の通知

提案参加資格の確認審査の結果は、参加意向申出書を提出した全ての事業者に対
し、文書で通知します。

(3) 提案参加資格の確認審査後の取扱い

提案参加資格の確認審査の結果、参加資格を有する旨の通知を受けた参加事業者
が、資格確認後において、参加資格を満たさないこととなった場合又は提出書類に虚
偽の記載が判明した場合は、提案参加資格がないものとして、プロポーザルへの参加
は認めません。

(4) 費用負担

提案参加にあたり必要な費用は、全て提案参加事業者の負担とします。

(5) 提出書類の取扱い

提出された参加意向申出書等については、参加資格の確認審査以外では、提案参加
事業者が無断で使用しません。また、提出された参加意向申出書等は返却しません。

(6) 提供資料の取扱い

本市が提供する資料は、本提案に係る検討以外の目的では使用してはならないもの
とします。

11 質問書の受付・回答

(1) 受付期間

令和8年6月26日（金）から令和8年7月3日（金）まで

(2) 質問書の様式

質問書（様式4）の様式により提出してください。

(3) 質問の受付方法

電子メールのみとします。電話・FAXで質疑応答は行いませんので、御注意ください。

E-mail : 45sien@city.kawasaki.jp 担当者 植村

(4) 回答方法

質問に対する回答は、提案資格を有する全ての事業者宛てに電子メールにより回答します。

12 企画提案書等の提出

(1) 受付期間

令和8年6月26日(金)から令和8年7月14日(火)までの午前9時から午後5時まで(閉庁日及び正午から午後1時までを除く)

※ 社会通念上のやむを得ない事情がある場合を除き、上記の締切日を過ぎた場合は受領できません。

(2) 提出方法

電話で事前連絡の上、持参又は郵送(簡易書留等の配達記録が残る場合に限りま

(3) 提出書類

次の書類について正本1部及びその写し6部を提出してください。

ア 企画提案書(様式5)

下記に示す事項について、提案してください。

代表者印は、契約書に使用する代表者印を押印してください。

(ア) 事業目的について

(イ) 提案事項について

- a 悪天候時の対応策及び防寒対策
- b 手荷物検査場及び対象者受付付近における混雑緩和策及び安全確保策
- c 案内誘導看板等の製作及び設置
- d 「二十歳を祝うつどい」サポーターと連携した企画
- e アトラクションのゲスト企画
- f 荒天中止時の代替案

(ウ) 実施体制について

- a 本業務全般に係る管理体制
- b 事前準備に係る体制
- c 前日・当日の実施体制

(エ) 実績について

- a 本事業と類似イベントの実績
- b 等々力陸上競技場又は同規模以上・屋外施設での類似イベントの実績

イ 見積書(様式指定なし。代表者印を押印してください。)

下記の項目に従って内訳を記載してください。

また、見積金額は、26,110,000円(消費税込み)以下の金額での提示をお願いします。

(ア) 物件費等

- a 会場等の設営・撤去に係る経費
- b 音響・照明設備の設置・撤去に係る経費
- c 屋外等の設営・撤去に係る経費
- d 無線機等の調達に係る経費
- e 企画構成・演出に係る経費（台本・運営マニュアル作成、打合せ、動画作成・編集等）
- f 業務完了後の提出物に関する経費（事業報告書、決算書、記録映像等）
- g その他、実施条件に係る経費

(イ) 人件費

- a 全体統括者
- b 式典統括者
- c 各セクション統括者
- d 司会者2名
- e 舞台監督
- f 運営等スタッフ（会場等設営・撤去、舞台上警備、舞台転換、動画配信、音響・照明等）
- g その他必要なスタッフ

※ 企画提案書及び見積書の作成にあたり、使用する物品、機材について事前に等々力陸上競技場に確認してください。

(4) 企画提案書等の取り扱い

- ア 提出書類は返却いたしません。なお、提出書類は、提出者に無断で選定以外の目的には使用いたしません。
- イ 提出期限後は、提出書類の差替え、変更又は追加は認めません。
- ウ 提出書類は、あくまでも本事業の委託に当たり、知識、経験、熱意があるかどうかを見る資料であり、提出書類に記載された内容については尊重しますが、そこに盛り込まれた提案のすべてが契約に反映されるとは限りません。
- エ 提出書類の受領後、本市が必要であると判断した場合には、補足資料を求めることがあります。
- オ 提出書類に記載された担当予定者は原則として変更できません。退職等やむを得ない理由により変更を行う場合、本市の了解が必要となります。
- カ 提出書類の作成に係る費用は、提案者の負担とします。
- キ 提出書類の著作権は、提案者に帰属します。ただし、採用された提案については、提案者と事前に協議した上で、その内容を公表することがあります。
- ク 提出書類は、川崎市情報公開条例（平成13年川崎市条例第1号）の規定に基づき、開示請求されたときは、公にすることにより、提案者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、開示の対象となります。ただし、提案選定期間中は同条例第8条第1項第4号の規定に基づき、開示の対象となりません。

13 企画提案会（プレゼンテーション）

- (1) 日時
令和8年7月23日(木)午後(予定)
時刻及び場所については、後日お知らせします。
- (2) 選考方法
選考は、本市が設置するプロポーザル選考委員会において実施します。
- (3) プレゼンテーション
ア プレゼンテーションは、企画提案書に基づき、各社40分以内(説明30分、質疑応答10分)で行います(説明・質疑応答の時間は変更する場合があります。)
イ 契約後に本業務に携わる人が企画提案書の作成及びプレゼンテーションに参加してください。なお、出席者は3名以内とします。
ウ 提案するゲスト等の出演者に関する映像が記録されたDVDを持参してください。
1 出演者あたり2分程度上映します。
- (4) 企画提案の評価
別紙「評価基準」を基にプロポーザル選考委員会が採点し、合計点数の最高得点を得た者を本委託業務の選定業者とします。
- (5) 評価点が同点だった場合
同点の提案者が複数あった場合には、次の選考過程により順位を決定します。
ア 「企画提案の内容」の合計点数が最も高い者を上位とします。
イ 上記アに該当する者が複数ある場合、見積金額が最も低い者を上位とします。
ウ 上記ア及びイの結果、同順位の者が複数ある場合は、委員の協議により、順位を決定します。
- (6) その他
ア プロポーザル評価委員会は、川崎市審議会等の会議の公開に関する条例(平成11年川崎市条例第3号)第5条第3号の規定を準用し、非公開とします。
イ 企画提案書の提出者が多数あり、受託者の特定に著しい支障が生じると認められる場合は、プロポーザル評価委員会において、企画提案書の内容について、別表「令和9年川崎市「二十歳を祝うつどい」開催業務委託 評価基準」により事前書類審査を行い、原則として、上位5者がプロポーザル評価委員会で審査・評価を受けることができるものとします。

14 選考結果の通知

選考後、各参加者に郵送で通知します(令和8年8月上旬予定)。

15 契約手続等

- (1) 評価結果の通知後、速やかに選定された事業者と契約を締結します。
- (2) 契約書の作成は必要とし、契約書類作成等に係る費用は、選定された事業者の負担とします。
- (3) 契約保証金
川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第33条各号に該当する場合は免除となりますが、それ以外の場合は契約金額の10パーセントを納付する必要があります。

ます。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則等は川崎市ホームページ「入札情報かわさき」で閲覧できます。

URL: <https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>

(5) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

16 提出先及び問合せ先

所管課：川崎市子ども未来局青少年支援室

提出先

(持込の場合)：川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎 15階

(郵送の場合)：〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

電話：044-200-2669

E-mail: 45sien@city.kawasaki.jp

担当者：植村